

国地総務第 87 号
平成26年8月25日

(〇〇地方測量部長経由)
都 道 府 県 知 事 殿
(測量計画機関の長)

国土交通省国土地理院長

公共測量の測量成果の複製及び使用に係る承認事務について（技術的助言）

日頃より、国土地理院の業務に関して御理解と御協力をいただき感謝申し上げます。

標記については、「測量法の一部を改正する法律の施行について（技術的助言）」（平成20年4月1日国地総務第343号）として各測量計画機関あて通知し運用していただいているところですが、今般、経済産業大臣から公共測量の測量成果の利用に関して、産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第9条第1項に基づく規定の解釈及び当該規定の適用の有無について、同条第3項の規定に基づき確認の求めがあり、その回答結果が経済産業省から公表されたところです。（別添1）

については、測量法（昭和24年法律第188号、以下「法」という。）の趣旨を御理解いただくとともに当該承認事務の統一化のため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項規定に基づく技術的助言として当該部分について再度通知しますので、下記に留意の上、適切な運用をお願いします。

なお、貴職におかれては、貴管内市区町村長に対しても、この旨周知方お願いします。

記

1. 公共測量の測量成果の複製に係る承認事務について（法第43条）

測量の正確さを確保するため、法では、基本測量及び公共測量を行う際の測量の基準を定めるとともに、公共測量については国土交通大臣による作業規程（観測機械の種類、観測方法、計算方法等を規定したもの）の承認、国土地理院の長による公共測量計画書に対する助言及び測量成果の審査という測量の実施段階における手続が定められている。

しかし、これらにより正確な測量成果が作成されたとしても、測量成果を複製し利用する段階において、測量の正確さが損なわれては法の趣旨が達成されないおそれがある。このため、法第29条及び法第43条において、測量成果の複製に係る国土地理院の長及

び測量計画機関の長による承認制度が設けられており、測量成果を、測量の用に供し、刊行し、又は電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置をとるために複製しようとする場合に限り承認を要することとしている。

このため、国土地理院では測量法に基づいた基本測量の測量成果の複製承認に関する基準として、測量法第29条の規定に基づく承認取扱要領（平成20年国地達第13号）（以下「承認取扱要領」という。）を別添2のとおり定め、承認事務を行っているところである。

各測量計画機関におかれては、法の趣旨を踏まえた上で測量成果の一層の活用促進の観点から承認取扱要領を参照し、公共測量の測量成果に係る円滑な複製承認事務の運用に努めるべきである。

なお、運用にあたっては、承認取扱要領中「測量法第29条」とあるのは「測量法第43条」と、「国土地理院の長」とあるのは「測量計画機関の長」と、「法第29条」とあるのは「法第43条」と、「法第30条」とあるのは「法第44条」と読み替えるものとする。また、承認事務に係る様式等については、別紙参考資料を参照されたい。

承認取扱要領では、国土地理院の長は、測量成果を複製しようとする者から申請があったときは、申請の形式上の要件に適合しない場合又は次のいずれかに該当する場合を除き承認しなければならないと規定している。

- (1) 国土交通大臣が行う刊行又は電磁的方法による提供を害するおそれがあると認められるもの
- (2) 偽りその他不正な手段により承認を受けようとするもの
- (3) 公の秩序若しくは善良な風俗に反する目的又は犯罪行為その他違法な行為に用いる目的で複製することが明らかなもの
- (4) 申請された複製の目的に照らし、適切でない測量成果を複製するもの
- (5) 複製の作業方法が不適切で、複製により得られる成果の正確さを確保する上で適切でないもの
- (6) 上記のほか、国土地理院の長が特に必要と認めるもの

また、承認を得たもの以外の者が承認を得た者の複製品を複製しようとするとき（二次的複製）は、法第29条の規定の適用を受けるものと規定している。

2. 公共測量の測量成果の使用に係る承認事務について（法第44条）

公共測量の測量成果の使用について、測量を実施しようとする者の申請手続が法令に違反している場合、又は使用しようとする測量成果が測量の正確さを確保する上で適切でない場合を除き、測量計画機関は承認しなければならないと法第44条において規定しており、引き続き、制度の適切な運用に努めるべきである。

また、公共測量の測量成果を使用して測量したものを、刊行し又はインターネット等により不特定多数の者が手に入れることができるようにする行為に対しては、出典の明示を義務づけている。各測量計画機関におかれては、このような測量法の趣旨を踏まえ

て公共測量の測量成果に係る使用承認事務の運用に努めるべきである。

なお、基本測量の測量成果における使用承認事務において、二次的利用以降の利用については出典明示義務及び承認の対象から除外している。

3. 公共測量の測量成果に係る複製承認又は使用承認の申請の受理に関する事務の国土地理院の長への委託について（法第42条）

公共測量の測量成果がさらに活用されるためには、測量成果を複製又は使用しようとする者が複製又は使用しやすい環境を整えることが必要である。そのため、国土地理院ではインターネット上の総合窓口から各測量計画機関への承認申請の手続を行える測量成果のワンストップサービスシステムを運用している。

測量成果のワンストップサービスシステムにおいては、公共測量の測量成果の複製又は使用承認の最終的な可否判断は、測量計画機関が行うこととなるが、国土地理院が国土地理院の承認基準に基づいて予備審査を行い、その結果を申請書に添えて測量計画機関へ送付するため、測量計画機関における審査事務を軽減するものである。

この趣旨を踏まえワンストップサービスシステムの利活用に努めていただきたい。

https://onestop.gsi.go.jp/OneStopService/OnestopServiceHP/onestop_index.html

4. 行政手続法（平成5年法律第88号）との関係について

測量成果の複製・使用承認事務は、行政手続法第5条（審査基準）及び第6条（標準処理期間）に基づき、円滑な運用を図られたい。なお、国土地理院における基本測量の測量成果の複製・使用に係る審査基準及び標準処理期間は次のとおりである。

（1）基本測量の測量成果の複製・使用に係る審査基準（国土地理院の地図の利用手続） <http://www.gsi.go.jp/LAW/2930-index.html>

（2）基本測量の測量成果の複製・使用に係る標準処理期間は、7日から14日である。

【参照条文】 測量法抜粋

（測量成果の複製）

第29条 基本測量の測量成果のうち、地図その他の図表、成果表、写真又は成果を記録した文書（これらが電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）をもつて作成されている場合における当該電磁的記録を含む。第四十三条において「図表等」という。）を測量の用に供し、刊行し、又は電磁的方法であつて国土交通省令で定めるものにより不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置をとるために複製しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、国土地理院の長の承認を得なければならない。

(測量成果の複製)

第43条 公共測量の測量成果のうち図表等を測量の用に供し、刊行し、又は電磁的方法であつて国土交通省令で定めるものにより不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置をとるために複製しようとする者は、あらかじめ、当該測量成果を得た測量計画機関の承認を得なければならない。

(測量成果の使用)

第30条 基本測量の測量成果を使用して基本測量以外の測量を実施しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、国土地理院の長の承認を得なければならない。

2 国土地理院の長は、前項の承認の申請があつた場合において、次の各号のいずれにも該当しないと認めるときは、その承認をしなければならない。

- 一 申請手続が法令に違反していること。
- 二 当該測量成果を使用することが当該測量の正確さを確保する上で適切でないこと。

3 第一項の承認を得て測量を実施した者は、その実施により得られた測量成果に基本測量の測量成果を使用した旨を明示しなければならない。

4 基本測量の測量成果を使用して刊行物（当該刊行物が電磁的記録をもつて作成されている場合における当該電磁的記録を含む。以下この項及び第四十四条第四項において同じ。）を刊行し、又は当該刊行物の内容である情報について電磁的方法であつて国土交通省令で定めるものにより不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置をとろうとする者は、当該刊行物にその旨を明示しなければならない。

(測量成果の使用)

第44条 公共測量の測量成果を使用して測量を実施しようとする者は、あらかじめ、当該測量成果を得た測量計画機関の承認を得なければならない。

2 測量計画機関は、前項の承認の申請があつた場合において、次の各号のいずれにも該当しないと認めるときには、その承認をしなければならない。

- 一 申請手続が法令に違反していること。
- 二 当該測量成果を使用することが測量の正確さを確保する上で適切でないこと。

3 第一項の承認を得て測量を実施した者は、その実施により得られた測量成果に公共測量の測量成果を使用した旨を明示しなければならない。

4 公共測量の測量成果を使用して刊行物を刊行し、又は当該刊行物の内容である情報について電磁的方法であつて国土交通省令で定めるものにより不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置をとろうとする者は、当該刊行物にその旨を明示しなければならない。

(測量成果の写しの保管及び閲覧)

第42条 国土地理院の長は、第四十条第一項の測量成果の写し及び同条第二項の測量記録の写しを保管し、国土交通省令で定めるところにより、これらを一般の閲覧に供しなければならない。

2 前項に規定する測量成果の写し及び測量記録の写しの謄本又は抄本の交付を受けようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、国土地理院の長に申請をしなければならない。この場合においては、第二十八条第二項の規定を準用する。

3 測量計画機関は、当該測量計画機関の作成に係る測量成果及び測量記録の保管並びに当該測量成果に係る次条又は第四十四条第一項の承認の申請の受理に関する事務を国土地理院の長に委託することができる。

平成 26 年 7 月 28 日

産業競争力強化法の「グレーゾーン解消制度」の活用！

～地方自治体等が作成する公共測量成果の利用が明確化されます～

本年 1 月 20 日に施行された産業競争力強化法に基づく「グレーゾーン解消制度」について、経済産業省所管の事業分野の企業からの照会に対して、回答を行いました。

1. 「グレーゾーン解消制度」の概要

産業競争力強化法に基づく「グレーゾーン解消制度」は、事業に対する規制の適用の有無を、事業者が照会することができる制度です。

事業者が新事業活動を行うに先立ち、あらかじめ規制の適用の有無について、政府に照会し、事業所管大臣から規制所管大臣への確認を経て、規制の適用の有無について、回答するものです。

2. 「グレーゾーン解消制度」の活用結果

都市計画図等の「公共測量成果」について、あらかじめ、所要の承認手続きを経れば、その二次的複製を行い、ビジネスを実施できるか否か等についての照会が行われました。

現行の測量法では、同法第 5 条で定義する「公共測量」(※1)について、同法第 9 条で定義する「測量成果」(※2)を「複製しようとする者」は、同法第 43 条の規定に基づき、あらかじめ、当該測量成果を得た「測量計画機関」(※3)の承認を得ることを義務づけています。

※1 「公共測量」とは、基本測量(すべての測量の基礎となる測量で、国土地理院の行うもの)以外の測量のうち、実施に要する費用の全部又は一部を国又は公共団体が負担し、又は補助して実施する測量等をいう。

※2 「測量成果」とは、当該測量において最終の目的として得た結果をいう。

※3 「測量計画機関」とは、「公共測量」等を計画する国又は公共団体等をいう。

これに関連して、「公共測量」の「測量成果」(以下、「公共測量成果」という。)について、

あらかじめ、複製の場合と同様に、「測量計画機関」の承認を得れば、二次的複製を行いビジネスを実施できるか(二次的複製を行いビジネスを実施する者が、同法第 43 条における「複製しようとする者」に当たるか)否か等について、照会がありました。

関係省庁で検討が行われた結果、現行法令では、この事業者は、同法 43 条における「複製しようとする者」に当たり、「測量計画機関」の承認を得れば、二次的複製を行い、ビジネスを実施できる旨の回答を行いました。また、公共測量成果を二次的複製するための具体的な手続きについては、「基本測量」を二次的複製する場合の手続き等について規定している「測量法第 29 条の規定に基づく承認取扱要領」に準ずる旨の回答も行いました。

「測量成果」の一層の利用促進を図る観点から、「測量計画機関」による二次的複製の承認事務の運用について、「測量計画機関」の裁量によって違いが出ることを防ぐため、都道府県知事(「測量計画機関」の長)宛てに、8 月を目途に、本照会の回答結果を盛り込んだ技術的助言を発出することを検討しています。

これにより、測量法に基づき、所要の手続きを経れば、「公共測量成果」の二次的複製が可能であることが明確化され、また、その取扱いが「測量計画機関」の間で全国的に統一されることによって、広域的なデータの集約を通じた多様な地図情報提供サービスの円滑な全国展開が可能になることが期待されます。

(本発表資料のお問い合わせ先)
経済産業省 商務情報政策局
情報政策課情報プロジェクト室長 和田
担当者: 泉本
電話: 03-3501-1511(内線 3951)
03-3501-2964(直通)

国地達第 1 3 号

測量法第 2 9 条の規定に基づく承認取扱要領を次のように定める。

平成 2 0 年 3 月 3 1 日

国土地理院長 小牧 和雄

測量法第 2 9 条の規定に基づく承認取扱要領

(趣旨)

第 1 条 測量法（昭和 2 4 年法律第 1 8 8 号。以下「法」という。）第 2 9 条の規定に基づく測量成果の複製承認の基準及びその取扱いについては、別に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(承認が必要な複製)

第 2 条 法第 2 9 条に規定する「測量の用に供し、刊行し、又は電磁的方法であつて国土交通省令で定めるものにより不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置」には、次の各号に掲げるものが該当するものとする。ただし、刊行物等に内容を補足するために、少量の地図等を補助的に挿入するものを除く。

- 一 測量を実施する者に対して、測量成果を提供するために複製するもの
- 二 有償であるか又は無償であるかを問わず、複製した測量成果及びそれを含む情報を書籍、パンフレット又は C D - R O M その他のもので不特定多数の者に対し発行するもの
- 三 電気通信回線を通じてインターネット又は電子メールその他の方法により、複製した測量成果及びそれを含む情報を公表し、不特定多数の者がそれらを閲覧又は入手できる状態に置くもの

測量法第 29 条の規定に基づく承認取扱要領の運用及び解釈（以下「(運)」とする。）

第 2 条関係

「刊行物等に内容を補足するために、少量の地図等を補助的に挿入するもの」とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

1. 書籍、冊子、報告書、リーフレット等の場合

- 一 書籍等の1ページの大きさに対し1/4以下の大きさを地図等の一部を掲載する場合
- 二 書籍等の1ページの大きさに対し1/2以下の大きさを地図等の一部を掲載しようとする場合は、書籍等の総ページ数の30%以内で利用する場合
- 三 書籍等の1ページの大きさに対し1/2を超え、1ページに収まる大きさを地図等の一部を掲載しようとする場合は、書籍等の総ページ数の10%以内で利用する場合
- 四 書籍等の内容に合致する地図等の一部を書籍等の表紙に利用する場合

2. Webサイト等の場合

- 一 300×400ピクセル以下の大きさを地図等の一部（ラスタ形式）を掲載する場合
- 二 300×400ピクセルを超え、画面に収まる大きさを地図等の一部（ラスタ形式）を掲載しようとする場合は、Webサイト全体の中で5枚まで利用する場合
ただし、スクロール機能により画面以上の地図が見られるような場合は1枚でも申請を要するものとする。

(承認)

第3条 国土地理院の長は、測量成果を複製しようとする者から申請があったときは、申請の形式上の要件に適合しない場合又は次の各号のいずれかに該当する場合を除き、承認するものとする。

- 一 法第27条第2項に規定する国土交通大臣が行う刊行又は電磁的方法による提供を害するおそれがあると認められるもの。
- 二 偽りその他不正な手段により承認を受けようとするもの
- 三 公の秩序若しくは善良な風俗に反する目的又は犯罪行為その他違法な行為に用いる目的で複製することが明らかなもの
- 四 申請された複製の目的に照らし、適切でない測量成果を複製するもの
- 五 複製の作業方法が不適切で、複製により得られる成果（以下「複製品」という。）の正確さを確保する上で適切でないもの
- 六 前各号に掲げるもののほか、国土地理院の長が特に必要と認めるもの

(承認の条件)

第4条 国土地理院の長は、前条の承認に当たっては、次の各号に掲げる条件を付することができる。

- 一 承認を得て測量成果を複製した旨、承認番号及び承認を得て作成した複製品を第三者がさらに複製する場合には国土地理院の長の承認を得なければならないことを

複製品に明示すること

- 二 複製品を作成したときは、速やかに当該複製品を国土地理院の長に提出すること
- 三 電気通信回線を通じてインターネット及び電子メールその他の方法により、複製した測量成果及びそれを含む情報を公表したときは、速やかにホームページアドレス等を電子メールその他の方法により国土地理院の長に報告すること
- 四 前3号に掲げるもののほか、国土地理院の長が必要と認める事項

(運) 第4条関係

四号でいう「国土地理院の長が必要と認める事項」には、次に掲げる事項を含むものとする。

- 1 測量成果の複製及び利用にあたり適正な管理を行うため、承認を得た測量成果がデジタルのものであって、それを複製してデジタルの複製品を作成する場合には、当該測量成果に添付された記録を活用することにより日本工業規格(工業標準化法(昭和24年法律第185号)第17第1項に規定する日本工業規格をいう。)X7115に準拠したメタデータを作成すること。

なお、メタデータを作成するにあたっては、履歴の情報併せ記載すること。

- 2 営利を目的とした複製であって、複製しようとする測量成果(以下「原成果」という。)が現に刊行しているもの、又は国土地理院の長が定めるものであり、複製物が原成果と比較して一見して違いが明確に判別できないものは、測量成果の利用に関する契約を締結し、別途定める測量成果の使用料を国土地理院の長が指定する期限までに納付すること。

(報告の徴収)

第5条 国土地理院の長は、承認を得た者に対し、承認に係る複製品に関して必要な報告を求めることができる。

(二次的複製)

第6条 承認を得た者以外の者が承認を得た者の複製品を複製しようとするときは、法第29条の規定の適用を受けるものとする。

(承認取消の届出)

第7条 承認を得た者が当該承認の取消しを求めようとするときは、速やかに国土地理院の長に届け出るものとする。

(承認の取消し)

第8条 国土地理院の長は、承認を得た者が次の各号のいずれかに該当するときは、その承認を取消することができる。

- 一 前条に基づく届出があったとき
- 二 承認後に第3条各号のいずれかに該当することが判明したとき
- 三 承認に付した条件に従わなかったとき

(法第30条との関係)

第9条 次の各号のいずれかに該当するものは、これを測量を実施する行為とみなし、法第30条の規定に基づいて処理すべきものとする。

- 一 測量成果を複製した者が、複製品を測量に用いるもの
- 二 測量成果に対し、大量の情報の付加若しくは削除又は著しい表現方法の変更等を伴うものであって、新たに作成される測量成果が複製しようとする測量成果とは別種の測量成果と判断されるもの

(国土地理院が実施する公共測量の測量成果の複製)

第10条 国土地理院が実施する公共測量の測量成果の法第43条の規定に基づく複製承認の基準及びその取扱いについては、この要領を準用する。

附 則

- 1 この達は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 測量法第29条の規定に基づく承認取扱要領（平成11年国地達第7号）は廃止する。

附 則

この達は、平成22年11月10日から施行する。

別紙参考資料（様式等）

- ① 測量成果の複製承認申請書
- ② 測量標・測量成果の使用承認申請書
- ③ 測量成果複製承認書
- ④ 測量成果使用承認書
- ⑤ 測量成果複製・使用承認取消書

測量成果の複製承認申請書

測量法第43条の規定により下記のとおり承認を申請します。

平成 年 月 日

申請者 住所
氏名_____印

(測量計画機関の長) 殿

複製の目的		
複製する測量成果の種類及び内容		
複製する測量成果の交付年月日又は地図の発行年次		
複製の範囲又は区域		
複製の作業方法		
複製の期間		
複製品の利用方法及び配布の範囲 有償 無償		
複製品の部数		
複製	名称及び代表者の氏名	
機関名	所在地	
複製	氏名	
作業	所在地	
備考		

測 量 標
の使用承認申請書
測量成果

測量法第44条の規定により下記のとおり承認申請いたします。

平成 年 月 日

申請者 住 所
氏 名 _____ 印

(測量計画機関の長) 殿

使用目的又は当該測量の種別		
測 量 地 域		
使 用 期 間		
○使用する測量成果の種類及び内容		
○測量精度		
使 用 方 法		
×使用する測量標の種類及び所在		
×使用する測量標の上方に測標等を設ける場合はその所在		
○完成図の縮尺及び名称		
測量計画機関	名 称	
	代 表 者 の 氏 名	
	所 在 地	
測量作業機関	名 称	
	×測量業者登録番号	
	代 表 者 の 氏 名	
	所 在 地	
○成果入手年月日		
公共測量実施計画書提出年月日		
備 考		

- 記載要領 ① ×印欄は法第26条及び第39条、○印欄は法第44条に規定する申請の場合にのみ記載すること。
② 使用方法欄は、測量（地図編集等を含む。）作業の方法を詳しく記載すること。

測量成果複製承認書

----- 殿

平成 年 月 日付け 第 号で、貴殿から申請のありました公共測量成果の複製については、測量法第43条の規定に基づき、下記のとおり承認します。

平成 年 月 日

(測量計画機関の長)

記

1. 承認事項

- (1) 複製目的
- (2) 複製する測量成果の種類及び内容
- (3) 複製期間 承認後 日間
- (4) 複製部数
- (5) 複製作業者

2. 条件 (国土地理院の例)

- (1) 成果品には、次の字句を見やすいところに必ず明示してください。
「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の 分の 1 図を複製したものである。(承認番号 平 複、第 号)」
- (2) 複製後、成果品を得たときは、速やかに1部提出してください。なお、Web上で公開される場合はサイトのURLを報告してください。
- (3) 承認を得て作成した複製品を第三者がさらに複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならないことを複製品に明示してください。
- (4) 複製しようとする基本測量成果は最新版を使用して下さい。

3. 承認の取消し

承認事項及び条件は必ず厳守してください。

これらに違反するときは承認を取り消すことがあります。

測量成果使用承認書

----- 殿

平成 年 月 日付け 第 号で、貴殿から申請のありました公共測量成果の使用については、測量法第44条第1項の規定に基づき、下記のとおり承認します。

平成 年 月 日

(測量計画機関の長)

記

1. 承認事項

- (1) 使用目的
- (2) 使用する測量成果の種類及び内容
- (3) 使用期間 承認後 日間
- (4) 測量作業機関

2. 条件 (国土地理院の例)

- (1) 成果品は、次の字句を見やすいところに必ず明示してください。
「この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の 万分の 1 図を使用した。(承認番号 平 使、第 号)」
- (2) 成果品を得たときは、速やかに1部提出してください。なお、Web 上で公開される場合はサイトの URL を報告してください。
- (3) 国土地理院長は、この基本測量成果の使用について、必要に応じ資料又は報告の提出を求めることがあります。

3. 承認の取消し

承認事項及び条件は必ず厳守してください。

これらに違反するときは承認を取り消すことがあります。

測量成果複製・使用承認取消書

-----殿

平成 年 月 日付で、貴殿から申請のありました公共測量成果の複製・使用については、測量法第 条 の規定に基づき、平成 年 月 日付け〇〇〇で承認しましたが、同承認書〇〇〇によりこれを取り消しましたので通知します。

※〇〇〇は承認番号等

平成 年 月 日

測量計画機関の長